

決算特別委員会

決算特別委員会は、前年度予算などが適切に執行されていたか審査するために設置する特別委員会です。

9月17日の本会議において、令和6年度の一般会計および特別会計の歳入歳出決算の認定議案が市長より追加提案されました。

市議会では決算特別委員会を設置し、委員47人（議長および監査委員2人を除く議員で構成）を選任、4つの分科会に分かれ予算の執行状況や成果について審査を行いました。

10月10日の委員会で各分科会の委員長報告、意見・要望を行い、採決の結果、賛成多数をもって決算を認定すべきものと決定しました。

なお、この委員会での審査の経過および結果については、直近の本会議で報告し、採決する予定です。



決算特別委員会の主な流れ

月 日	会議の主な内容
9月17日	正副委員長の互選および分科会の設置 各分科会正副委員長の互選 【各分科会】
9月25日	閉会中の継続審査および審査日程を決定
10月 1 日	決算の総括説明（副市長） 決算審査意見書の概要説明（監査委員） 副市長・教育長所管の総括説明
10月 2 日 ～ 7 日	所管事項の審査 【各分科会】
10月 8 日	意見集約 【各分科会】
10月10日	各分科会委員長報告、意見・要望、採決

決算特別委員会名簿

委員長 皆川 英二	副委員長 小山 進	◎…分科会委員長				○…分科会副委員長			
■ 第1分科会（12人） (総務常任委員会所管分を審査)	◎倉茂 政樹 武田 勝利	○土田 真清 小林 裕史	古泉 幸一 小山 進	山際 務 高橋 三義	内山 航 宇野 耕哉	東村里恵子 竹内 功			
■ 第2分科会（11人） (文教経済常任委員会所管分を審査)	◎志賀 泰雄 野村 紀子	○小野 照子 平松 洋一	荒井 宏幸 深谷 成信	美のよしゆき 内山 幸紀	保苅 浩学 青木 学	内宮 貞志			
■ 第3分科会（12人） (市民厚生常任委員会所管分を審査)	◎小柳 聡 飯塚 孝子	○西脇 厚 渋谷 明治	伊藤健太郎 松下 和子	林 龍太郎 串田 修平	小林 弘樹 加藤 大弥	米野 泰加 小泉 伸之			
■ 第4分科会（12人） (環境建設常任委員会所管分を審査)	◎高橋 哲也 鈴木 映	○幸田 健太 野口 光晃	佐藤 幸雄 佐藤 誠	皆川 英二 志田 常佳	佐藤 正人 高橋 聡子	豊島 真 石附 幸子			

調査特別委員会の調査・研究

議会の議決により付議された事項を審査または調査するため、現在4つの調査特別委員会が設置されています。

9月25日の各調査特別委員会で行った調査、研究の内容は以下のとおりです。

大都市制度・行財政改革調査特別委員会

◎所管事項

大都市制度、地方分権、財政健全化、行政改革および区の在り方に関わる調査、研究

○内容

全ての指定都市の市長と議長の連名で行う「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」について所管課から説明を受け、要望事項を確認しました。



農業活性化調査特別委員会

◎所管事項

持続可能な農業確立、農業特区および食の安全に関わる調査、研究

○内容

付議事項の調査、研究の参考とするため、「昨今の米情勢～本県の米生産と高温への対応について～」新潟県農林水産部農産園芸課参事の瀧澤明洋氏から意見聴取を行いました。



広域観光交流促進調査特別委員会

◎所管事項

交流人口、定住人口の拡大に向けた、魅力発信および観光誘客などの観光交流事業に関わる調査、研究

○内容

今後の委員会の進め方について協議を行いました。



地域公共交通調査特別委員会

◎所管事項

生活交通の確保および暮らしやすい交通環境の充実に関わる調査、研究

○内容

「新潟市地域公共交通計画」における成果指標と主な施策の取り組み状況について所管課から説明を受けました。

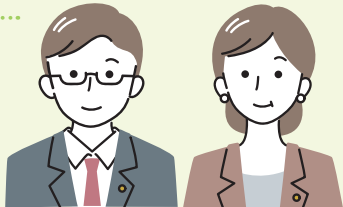


～市議会の役割と権限～

市議会では、選挙で選ばれた市長と市議会議員が、新潟市を住みよいまちにするために話し合い、重要なことを決定しています。市議会は、新潟市の意思を決定する機関です。

条例や予算、決算など市政で重要なことは市議会での話し合いを通じて決定されるため、市長は議会の議決を得て初めて事業などを執行できます。また、市長が公正に事務を執行しているかを監視しています。

このような役割を果たすため、市議会にはさまざまな権限が与えられています。その主なものは次のとおりです。



議決権

議決権は、議会の中心的な権限で、議会は議決機関といわれます。予算や条例の制定などの議案を可決可否決かを決定します。



選挙権

議会の議長、副議長や選挙管理委員などの選挙を行います。



同意権

副市長、教育委員会委員などを市長が選任する際に同意するかどうかを決定します。



検査権および監査請求権

市の事務の執行状況について、書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。



調査権

市の事務について調査することができます。百条委員会とされます。



意見書提出権

市の公益に関することについて、国会や関係行政庁に意見を提出することができます。

